広島市告示（安芸区）第７３号
令 和 ８ 年 １ ０ 月 ２ ９ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広 島 市 長　松 井　一 實

別紙　略